

優良産廃処理業者ロゴマーク使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(公社)福岡県産業資源循環協会(以下「協会」という)が定める優良産廃処理業者ロゴマーク(以下「優良ロゴマーク」という。)の適正な使用を確保し、その普及の推進するために必要な事項を定めるものである。

(優良ロゴマーク)

第2条 優良ロゴマークは、別図1のとおりとする。

(優良ロゴマークを使用出来る者)

第3条 優良ロゴマークを使用出来る者は以下のとおりとする。

- (1) 本会の会員かつ優良産廃処理業者認定制度による認定業者であること
- (2) その他会長が認めた場合

(優良ロゴマークの使用届)

第4条 優良ロゴマークを使用しようとするものは、あらかじめ優良ロゴマーク使用届出書(様式1)に必要な書類を添付して(公社)福岡県産業資源循環協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。ただし、次各号のいずれかに該当する場合はこれを省略することができる。

- (1) 県や市町村等の公共団体が使用する場合
- (2) テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他会長が認めた場合

(届出の受理)

第5条 前条の規定による届出があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) 優良認定産廃処理業者の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになる場合
- (2) 優良ロゴマーク等を正しい方法に従って使用しない又は使用しないおそれがある場合
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) その他会長が不適當と認めた場合

(使用料)

第6条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 優良ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届け出た使用目的及び使用内容のみに使用すること
- (2) 優良ロゴマークに定められた色・形式等を正しく使用すること
- (3) 使用者以外の第3者による使用はしないこと

2 会長は使用者に対して、使用状況の写真等の提出を求めることができる。

(使用の禁止)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を禁止することができる。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 届出書の内容に虚偽があることが判明した場合
- (3) その他優良ロゴマークの使用が不適當であると認められた場合
- (4) 優良認定産廃処理事業者以外は使用してはならない（但し、第4条（1）（2）
（3）該当の場合は除く。）

(情報の公開)

第9条 会長は、優良ロゴマーク使用の届出の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(使用に起因する問題)

第10条 優良ロゴマークに起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、協会は一切の責任を負わない。

(使用に起因する問題)

第11条 この規程に関する事務は、協会事務局が行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別図 1



(公社)福岡県産業資源循環協会